

資料 3

総務省統計局 説明資料 (第 31 回部会の宿題)

事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）に記録する各種統計調査等の整備工程

		役 割	平成 23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業所母集団データベース （ビジネスレジスター）		統計法第27条に基づき、正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により整備するもの。		運用開始 H24年次フレーム （基準日H24.7.1） H24年次フレーム （基準日H24.7.1） 【更新版】 H25年次フレーム （基準日H25.9.1） H26年次フレーム （基準日H26.7.1） H26年次フレーム （基準日H26.7.1） 【更新版】				
経済センサス	平成24年 活動調査	包括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図るための調査。	調査日 ● 24.2/1	速報公表 ●	確報公表 ●			
	平成26年 基礎調査	中間年における母集団情報の整備のために実施する調査。 平成28年経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報のみでは、母集団情報全体の新設・廃業を網羅することに不足がある。このため、平成26年経済センサス-基礎調査の実施により、あらためて全国の全事業所を対象として網羅的に母集団情報を整備。			企業構造の 事前把握 ● 25.9/1	調査日 ● 26.7/1	速報公表 ● 確報公表 ●	
行政記録情報 ・ 労働保険 ・ 商業法人登記		母集団情報の維持・更新の精度向上のため、行政記録情報に基づく事業所・企業への照会業務を実施し、事業所・企業の異動情報を適時に把握し、母集団情報を経常的に整備・更新。		把握した新設・廃業情報に基づき、毎月照会を実施し、その結果を概ね半年後に事業所母集団データベースに記録				
経済センサスを除く 統計調査 ・ 統計調査結果の記録19統計調査（うち、総売上高のある統計調査は15）		経済センサス - 基礎調査及び活動調査を除く、19の統計調査結果を記録し、有効な統計の作成に活用。		各調査の結果データについて、結果公表後速やかに事業所母集団データベースに記録				

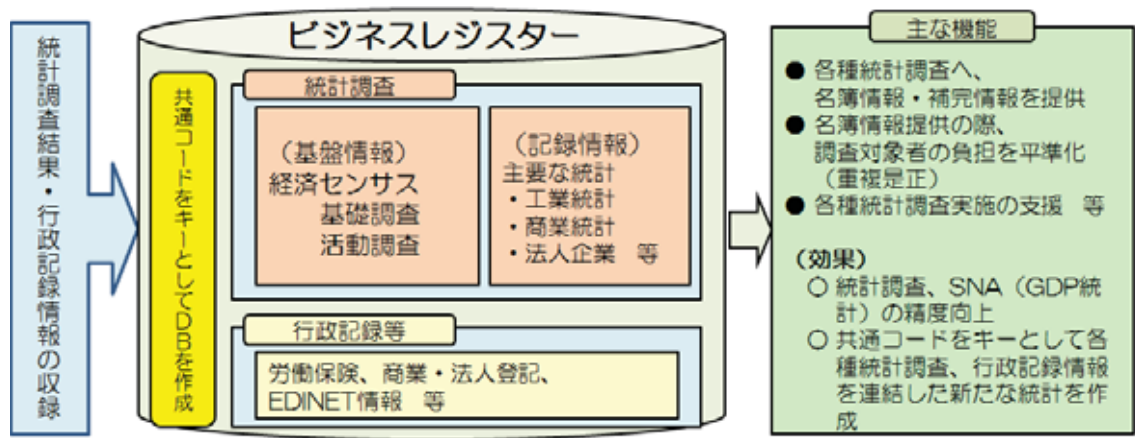
4/15 部会審議における質問への回答

1 総売上高の把握について

①事業所母集団データベースとの関係

事務局：統計局から、参考で提出された図について、ビジネスレジスターへ収録する各情報の関係（役割分担）はどのようになっているか。

（特に、経済センサス - 基礎調査が基盤情報となることについて）



注 1 現在、経済センサス-基礎調査は、平成 21 年調査結果、経済センサス-活動調査は、平成 24 年調査結果のデータが収録。

2 平成 26 年経済センサス-基礎調査結果は、結果公表後、速やかに収録予定。

「平成 23 年度統計法施行状況報告」基本計画部会第 1 WG 提出資料から作成

【回答】

1 ビジネスレジスターへ収録する各情報の関係については、経済センサスの枠組み（平成 18 年 3 月 31 日経済センサスの創設に関する検討会）、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項の規定、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）等に基づき役割分担を以下に整理した。

経済センサス - 活動調査	・ <u>包括的な産業構造統計の整備</u> に加えて統計精度の向上に資する <u>母集団名簿の拡充を図るための調査</u> 。（「経済センサスの枠組み」による。） ・ビジネスレジスターの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報。（「基本計画」による。）	5 年周期
中間年における母集団情報整備のための調査 ⇒平成 26 年経済センサス - 基礎調査	・ビジネスレジスターの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報。（「基本計画」による。） ・平成 26 年調査は、 <u>母集団情報の的確な整備</u> のため、経済センサス - 活動調査の中間年に当たる平成 26 年に、事業所に関する属性情報や企業の親子関係等を的確にとらえる経済センサス - 基礎調査を実施する。（「基本計画」による。）	

行政記録情報 による照会	・総務大臣が事業所母集団データベースを整備することを踏まえ、<u>母集団情報の維持・更新</u>の精度向上のため、行政記録情報に基づく事業所・企業への照会業務を実施。（「統計法第27条第1項の規定」による。） 具体的には、行政記録情報を情報源とし、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、<u>母集団情報を経常的に整備・更新</u>することを目的とした事業所・企業への照会業務を実施。	毎月 経常的
統計調査結果の記録 19 調査（うち、総売上高のある統計調査は 15） ※ 経済センサス - 基礎調査及び活動調査を除く	・ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種全数調査の結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所及び企業の識別番号と結合させて活用すること等が可能となれば、<u>有効な統計の作成に活用</u>することができる。（「基本計画」による。） ・経済センサス - 基礎調査及び活動調査を除く、19 の統計調査結果を記録する。（「事業所母集団データベースの整備方針について」（平成 23 年 3 月 25 日総務大臣決定）及び「事業所母集団データベース運用管理規程」（平成 24 年 12 月 21 日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定））	各統計調査の周期による

2 平成 28 年経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報のみでは、母集団情報全体の新設・廃業を網羅することに不足がある。このため、平成 26 年経済センサス-基礎調査の実施により、あらためて全国の全事業所を対象として網羅的に母集団情報を整備する必要がある。

具体的に行政記録情報で不足がある主な情報は、以下のとおりである。

- ・法人企業の支所の改廃
- ・法人企業の廃業
- ・個人企業の「雇用者なし」事業所の新設・廃業